受けている

~⑦に準じる状態にあり、 し出をしてい 自ら

視覚障がい、

④身体障害者手帳の交付を受けてい 1・2級の肢体障が いまたは、

精神障害者保健福祉手帳の交付を 聴覚障がいに該当

受けられない在宅の人 できない、

または家族などの支援を

⑦難病患者の医療受給者証の交付を

援が保障され

るものではあ

対象者

名簿に登録されても、

災害時の支

要です。市では、災害対策は齢者や障がいのある人は、災害が発生したときや発

、災害対策基本法に基づいて「避難行動要支援者名簿」を作成ある人は、避難情報の伝達や避難所への誘導などの支援が必たときや発生の恐れのあるときに、自力での避難が難しい京

います

消防団などの「避難支援等関係者」と連携

◎問い合わせ を進めてい

福祉課

避難行動要支援者

ながら、避難を支援する仕組みづくり自治公民館や民生委員・児童委員、消費

災害時に自ら避難することが困難で 家族の支援だけでは避難することが 次 の ①

②75歳以上のみの世帯 ③要介護3以上 ①65歳以上の1人暮らし

⑤療育手帳の交付を受けている 受けている

# 名簿の対象

~ ⑧に該当する人のうち、

事前調査で、

人に「名簿登録調査票」を8月末ま

市では、名簿を毎年更新しています

支援の必要な人を把握するため

調査に協力ください

でに送付します。必要事項を記入し 福祉課まで返送ください 【留意事項】

●調査票が届いても登録を希望しな 否申出]を提出ください い人は、同封の「名簿情報提供拒

きます(⑧の対象者) 調査票が届かなかった人も登録で

### 名簿の登録と活用の流れ

支援が必要と思われる

調査票を送付

調査票回答

・登録の可否

・地域への名簿

提供の可否

(拒否申出)



登録申出

調査票が 届かなかった人も 届出ができます





自ら、または家族の 支援により避難できる

名簿に登録しません

「避難行動要支援者名簿」に登録 (氏名、年齢、性別、住所、電話番号、支援の内容などを記載)

> 取扱協定により 名簿を提供

拒否申出をした人



地域へ名簿を提供しません※

「避難支援等関係者」と情報を共有 例:自治公民館、自主防災組織、民生委員・児童委員、 消防団、社会福祉協議会など

名簿の活用

・日ごろの見守り 避難情報の伝達

※生命を保護するために特に必要であると判断した場合は、この限りではありません

### あなたらしい暮らしを社会全体で支え合う

住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むため に、介護保険制度を正しく理解し、サービスを上手に利 用しましょう。

○問い合わせ 介護保険課 ☎23-2114



# 社会全体で支え合う介護 介護保険で

介護保険料や公費負担によって賄わ 用者は1割を負担し、 設された介護保険制度。 支えることを目的に、平成12年に創 介護が必要な高齢者を社会全体で -ビスを利用すると、 残りの9割は 基本的に利

れます。

険料を出し合い、

介護が必要になっ

40歳以上の人が加入者となって保

ビスを利用できる本制度。 介護保険課や各地区地域包括支援セ たときに、心身の状態に応じたサ に相談ください ビスが必要と感じたときは 介護保険 が変化し、

のサ

ンタ

\*日本の総人口では、 で減少する見込み

います。 日本では、 さらに、

増」から「現役世代の急減※」に局面 さらなる増加が見込まれています。 後期高齢者になり、 また、

2040年には約5978万人ま 約7170万人の15~4歳人口が、 2025年に

### 7 題と20 ます か? 0

医療や介護に要する費用が増大して

な問題に直面します。 年と2040(令和22)年には深刻 2025年には「団塊の世代」が 2040年は「高齢者の急 医療や介護の人材不足が 要介護認定者の

より深刻化する恐れがあります。

### 2025年間 題を 知っ

2025 (令和7)

れて

介護保険課 地域包括ケア担当 **朱** 技師

身体機能の低下などで日常生活に支 障が出て、デイサービスやヘルパーなど の介護保険サービスの必要性を感じた ときは、要介護認定の申請を行い、適切 なサービスを利用しましょう。サービス の利用者は、原則、費用の1割負担にな ります。

必要な介護保険サービスを

適切に利用しましょう

メッセージ

また、介護認定を受けていなくても利 用できるサービスもあります。詳しくは、 介護保険課に問い合わせください。

# 少子高齢化などにより 年

# きる社会の実現に向けて誰もがより長く元気に活躍で

の実現」を目指す取り組みが進めら もがより長く元気に活躍できる社会 2040年を見据え、 います 国では一

間づくりにもつながる同講座。 だづくり講座」を実施。自治公民館 分らしい暮らしを最後まで続けられ の元気づくりにも寄与しています。 介護予防や重度化防止に加えて、 きる体操や健康教育を行っています などで週1回以上、椅子に座ってで 体型の介護予防事業「こけないから 推進して るよう、「地域包括ケアシステム」を 人のつながりが生まれるなど、 また、 市では住み慣れた地域で自 います。この中で、 住民主 人と 仲

広報 都城 令和5年5月号 10